

議案第212号

**静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。